

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年七月二十九日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルタウン岡山

所在地 岡山市下石井二丁目一〇番一〇二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本たばこ産業株式会社

住所 東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 本田 勝彦

3 変更事項

(変更前)

(1) 開店時刻 午前十時（ただし、年間六十日に限り午前九時）

(2) 閉店時刻 午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後九時三十分（ただし、年間六十日に限り午前八時四十五分から午後九時三十分）

(変更後)

(1) 開店時刻 午前九時（ただし、株式会社大創産業は午前十時）

(2) 閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

4 変更年月日

平成十五年八月一日

二 届出年月日

平成十五年七月二十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年七月二十九日から平成十五年十一月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所